

札幌市生涯学習センター条例の一部を改正する条例案

令和6年（2024年）11月28日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市生涯学習センター条例の一部を改正する条例

札幌市生涯学習センター条例（平成12年条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表中

「	「
30,700円	34,200円
35,800円	39,900円
46,000円	51,300円
106,900円	119,100円
36,800円	41,000円
43,000円	47,900円
55,200円	61,600円
128,300円	142,900円
1,700円	1,900円
2,300円	2,500円
2,300円	2,500円
6,000円	6,600円
2,300円	2,600円
3,100円	3,400円
3,100円	3,400円
8,100円	8,900円
1,700円	1,800円

2,200 円
2,200 円
5,800 円
3,200 円
4,300 円
4,300 円
11,200 円
2,200 円
3,000 円
3,000 円
7,800 円
4,900 円
6,600 円
6,600 円
17,200 円
1,300 円
1,700 円
1,700 円
4,500 円
1,600 円
2,100 円
2,100 円
5,500 円
1,700 円
2,200 円
2,200 円
5,800 円
5,300 円
7,000 円

2,500 円
2,500 円
6,500 円
4,100 円
5,500 円
5,500 円
14,300 円
1,700 円
2,300 円
2,300 円
6,000 円
5,300 円
7,000 円
7,000 円
18,300 円
1,400 円
1,900 円
1,900 円
4,900 円
1,800 円
2,400 円
2,400 円
6,300 円
1,800 円
2,500 円
2,500 円
6,500 円
5,900 円
7,900 円

7,000 円
18,300 円
4,200 円
5,600 円
5,600 円
14,600 円
4,100 円
5,500 円
5,500 円
14,300 円
1,600 円
2,100 円
2,100 円
5,500 円
1,700 円
2,200 円
2,200 円
5,800 円
1,700 円
2,300 円
2,300 円
6,000 円
3,400 円
4,500 円
4,500 円
11,800 円
4,600 円
6,100 円
6,100 円

を

7,900 円
20,600 円
4,700 円
6,300 円
6,300 円
16,400 円
4,600 円
6,100 円
6,100 円
16,000 円
1,800 円
2,400 円
2,400 円
6,300 円
1,800 円
2,500 円
2,500 円
6,500 円
1,900 円
2,600 円
2,600 円
6,700 円
3,700 円
5,100 円
5,100 円
13,200 円
5,100 円
6,800 円
6,800 円

に改める。

16,000 円
3,200 円
4,300 円
4,300 円
11,200 円
4,700 円
6,200 円
6,200 円
16,200 円
5,200 円
6,900 円
6,900 円
18,100 円
8,500 円
11,400 円
11,400 円
29,700 円
2,600 円
3,400 円
3,400 円
8,900 円

17,800 円
3,600 円
4,700 円
4,700 円
12,400 円
5,200 円
6,900 円
6,900 円
18,100 円
5,800 円
7,700 円
7,700 円
20,100 円
9,500 円
12,700 円
12,700 円
33,200 円
2,900 円
3,800 円
3,800 円
10,000 円

」

」

附 則

- 1 この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に申請する使用に係る使用料について適用し、同日前に申請した使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(理 由)

生涯学習センターの使用料を現状の経常経費を踏まえた適正な額に改定するため、本案を提出する。